平成２２年（フ）第１６６号
奈良市学園朝日元町２丁目1919番地の５
債務者　林　　綠
1　決定年月日時　平成23年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月10日まで
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第７１２号
奈良県生駒市小明町1144番地３　ジースイーツ214
債務者　大場　清恭
1　決定年月日時　平成23年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月10日まで
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第７１４号
奈良県生駒市小明町1144番地３　ジースイーツ705
債務者　服部　理絵
1　決定年月日時　平成23年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月10日まで
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第７３３号
奈良県生駒郡斑鳩町龍田西２丁目５番５―103号
債務者　森田みゆき
1　決定年月日時　平成23年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月10日まで
奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第２５号
奈良県大和郡山市筒井町430番地24
債務者　巽　　有里（旧姓竹本）
1　決定年月日時　平成23年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月10日まで
奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第２８号
奈良県桜井市大字河西379番地の13
債務者　泉岡　　誠
1　決定年月日時　平成23年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月10日まで
奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第３３号
奈良県生駒市小明町372番地20
債務者　三好　　勇
1　決定年月日時　平成23年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月10日まで
奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第３４号
奈良県生駒市小明町372番地20
債務者　三好さよ子
1　決定年月日時　平成23年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月10日まで
奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第６１号
奈良県生駒市白庭台１丁目11番18号
債務者　安田　明美
1　決定年月日時　平成23年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月10日まで
奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第２６号
徳島県板野郡藍住町東中富字敷地傍示45番地14
債務者　日浦　史郎
1　決定年月日時　平成23年３月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月10日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第７４号
大阪府泉南郡岬町淡輪3765番地の71
債務者　上郷　　裕
1　決定年月日時　平成23年３月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月11日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第９４号
大阪府和泉市伏屋町２丁目２番６―202号、前住所大阪府和泉市伏屋町５丁目２番17―1509号
債務者　柚木　克彦
1　決定年月日時　平成23年３月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月11日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第９５号
大阪府貝塚市澤607番地５喜田マンション16号
債務者　坂野　和美（旧姓清水）
1　決定年月日時　平成23年３月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月11日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第９７号
大阪府泉大津市なぎさ町２番２―903号
債務者　眞島　敏雪
1　決定年月日時　平成23年３月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月11日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第１００号
大阪府岸和田市摩湯町680番地の１ラフィーネＭＡＹＵ―Ａ棟102号
債務者　河合ミシンこと　河合　守夫
1　決定年月日時　平成23年３月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月11日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第１０４号
大阪府岸和田市箕土路町１丁目13番21―101号
債務者　荒木　　貢
1　決定年月日時　平成23年３月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月11日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第１０７号
大阪府貝塚市新井107―１コスモスハイム106号室、住民票上の住所大阪府貝塚市海塚21番地
債務者　中川　修二
1　決定年月日時　平成23年３月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月11日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係